

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和5年11月14日（火）15:05～15:50
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 中川 雅之 日本大学経済学部教授
- 座長代理 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士
- 委員 阿曾沼 元博 順天堂大学 客員教授、医療法人社団澁志会 社員・理事
- 委員 安念 潤司 中央大学大学院法務研究科教授
- 委員 堀 天子 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

<関係省庁>

- 齋藤 潔 こども家庭庁成育基盤企画課長
- 久保 安孝 こども家庭庁成育基盤企画課課長補佐

<事務局>

- 安楽岡 武 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 正田 聡 内閣府地方創生推進事務局参事官
- 元木 要 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 地域限定保育士の全国展開について
- 3 閉会

○元木参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は「地域限定保育士の全国展開について」ということで、こども家庭庁にオンラインで御出席をいただいているところでございます。

本日の資料はこども家庭庁から御提出いただいております、公開予定です。

また、本日の議事につきましても、公開予定でございます。

本日の進め方でございますけれども、まず、こども家庭庁から5分程度で御説明をいただき、その後、委員による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

こども家庭庁、お忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございます。

ヒアリングに先立ちまして、今日のヒアリングの趣旨を御説明いたしたいと思います。特区特例の全国展開に当たっては、特段の弊害がない限りは現行の特例措置の内容をそのまま全国で実施できるようにするということが原則だと理解しております。今日は、そういった観点からこども家庭庁の中で検討中の全国展開案について御説明をお願いし、議論をさせていただこうと思っております。

それでは、早速、こども家庭庁から御説明をお願いいたします。

○齋藤課長 こども家庭庁成育基盤企画課長の齋藤でございます。

それでは、今日は地域限定保育士の全国展開に係りまして資料をお渡ししておりますので、この資料に沿いまして、簡潔に説明をさせていただきます。

資料の1ページ目でございますが、国家戦略特区での制度の概要でございます。平成27年度国家戦略特区の制度改正におきまして、それまで都道府県において年間1回実施されておりました保育士試験を年間2回実施することを促すために、登録後3年間は、当該区域内でのみ保育士として通用する国家戦略特別区域限定保育士、いわゆる「地域限定保育士」の仕組みを創設されたというものでございます。

その後、通常の保育士試験自体の実施も広がっておりまして、現在ではすべての都道府県において年間2回保育士試験、通常のものが実施されておりますけれども、令和5年現在、この国家戦略特別区域の地域限定の保育士の制度を使う形で、神奈川県、大阪府、沖縄県の3府県で実施されておるところでございます。

このたび、規制改革実施計画、今年の6月に決定されたものにおきまして、これらの地域限定保育士の特例措置、それから、多様な法人を試験の指定機関として活用可能とする特例措置、これの全国展開について令和5年度中に詳細な制度の検討を行うと決定されましたので、この度、こども家庭審議会におきまして専門委員会を設けまして、こちらで全国化に向けた制度検討を進めておるところでございます。

スケジュールに書いてございますように、10月に1回目の専門委員会を開催いたしまして、11月に専門委員会で取りまとめを予定しておりますので、現在まだ専門委員会において論点が提示されているという状態でございますが、なるべく早期の国会提出を図ることを想定して議論を進めております。

2ページを御覧ください。現在専門委員会で論点ベースで提示されたものでございますけれども、全国展開の制度の考え方について示しております。

①の地域限定保育士試験の位置付けでございますが、保育の質を確保する、地域の保育士不足の早急な改善を図ることを目的とするということで、通常の保育士試験の実施のみでは保育士供給が不足することが見込まれる場合に実施できる試験という位置付けとしております。

②の都道府県の実施要件ですが、都道府県が、年間2回の実施では当該地域における保育士の供給が不足することが見込まれると認める場合に限り実施することができるというようにしております。

③の都道府県以外の自治体の実施することについてでございますが、こちらも都道府県が地域限定保育士試験を実施しない場合であって、都道府県が同意する場合に、指定都市を実施主体とできるというような論点としております。これについては、ほぼ現在の特区の制度と同様の位置付けかと理解しております。

④の地域限定保育士が全国で勤務できるための要件でございますけれども、下の欄外のところにも書いてございますが、現行制度では保育士登録後3年を経過した場合に、全国の資格となることができるという制度でございますけれども、登録してそのまま勤務しなのまま全国資格になることについての課題が実施されている特区の自治体からも出ていることを踏まえまして、今回の論点におきましては、保育士登録後の一定の勤務要件を課して、その上で全国で勤務することのできる保育士の資格を得ることができる仕組みとするという形で論点が示されているところでございます。

⑤指定試験の対象が今は一般社団法人、一般財団法人となっておりますが、これを「法人」とすることについては、現行の制度と同様、「法人」とすることという論点となっております。

⑥の適切かつ円滑な制度運用に向けた仕組みの検討でございますけれども、地域限定保育士試験を実施する都道府県等に対して、試験の質確保のために必要な措置を講ずること、例えば「保育士試験実施要領」に基づき実施することや、通常の試験との均衡を図ることなどを求めるということを提言しております。また、試験実施者の質確保のための取組に資するよう、国において中長期的な観点で試験の難易度調整や等価なども含めた手法について検討するべきかという形で提案されています。この「また」以降の部分は、今回の制度化に直接反映するということよりは、中長期的な課題ということと認識しております。

以上が現在のところ論点として出ております制度の設計でございます。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、今のこども家庭庁の御説明に関しまして、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

○安念委員 安念です。

課長に御説明いただいて、なるほど、こういう方向かというのは分かったのですが、とても素朴な素人の質問なのですが、論点の②のところ、年2回の保育士試験の実施のみでは当該地域における保育士の供給が不足することが見込まれる場合とあるのですが、そもそもこれは不足することが見込まれるかどうかは分かるものなのですか。

○齋藤課長 不足することが確実ということはなかなか言えないかと思いますが、各都道府県において、その保育士試験を実施する前に当たって、需要見込みや例年の保育

士試験の受験者等も踏まえた見込み等がある程度考えながら試験をされていると理解しておりますので、その中で不足すると見込まれることは判断できるかと考えております。

○安念委員 私の理解が間違っていたら教えていただきたいのですけれども、保育士は別に試験をしたその当該自治体で就職しなければならないという性質のものではないですね。

○齋藤課長 おっしゃるとおりでございます。

○安念委員 それでも経験的には不足するかどうかの見込みぐらいは立つのではないかというのが、今の御説明の御趣旨ということですか。

○齋藤課長 そうですね。おおむねのトレンドは前年度を参考にしながら、流入・流出等も含めて各都道府県で見込みはある程度立てられるのではないかとということでございます。

○安念委員 そこまでは分かりました。ありがとうございます。

○齋藤課長 ありがとうございます。

○中川座長 それでは、落合委員と堀委員から手が挙がっていますので、まずは落合委員からお願いします。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

私からも何点か御質問したいと思います。御説明いただきました概要の方向性は分かりました。安念委員がお話しされていた供給の不足の関係で、年2回のというところの話ですけれども、現在2回目の試験と同時に地域限定の試験を開催している場合には、これまでと同様の手法が取れなくなるように要件的には見えるのではないかという気もしましたので、この点については、例えば2回目の実施のタイミングでまだなお実施の必要があるのだという場合であれば、同時にもう一度地域限定に関する試験を受けられるということではよろしいかどうかはまず一つ目です。

二つ目につきましては、全国展開に当たって、その勤務要件がかかるような形になっているかと思っております。これは特区の要件とは若干異なる要件になっていると思っております。特区の中では基本方針として弊害がなければ基本的にそのまま全国展開をするという内容になっているかと思っております。この点、具体的な弊害があったのであればそれをお伺いしたいということでありまして、そうでなければ、なぜ特区でそういった展開の要件をつけていなかったのに今回つけなければならないのかという点について御説明いただきたいというのが二つ目です。

第3点としては、児童福祉法の改正法案、これの国会提出はいつになるのかというところでは、これは次期通常国会に確実に提出できるということではよろしいかをお伺いできればと思います。

以上3点をお願いいたします。

○齋藤課長 ありがとうございます。

1点目の大阪と沖縄のように2回目の試験と同時にやっている場合に、その供給不足の判断が2回目の実施の前の段階で可能かという御質問かと思っております。沖縄、それから、大

阪の場合におきましても、筆記試験は御指摘のとおり2回目の試験を活用しながら、実技試験の部分を実技試験か実技講習かということで、2回目の試験、地域限定試験と分けておりますけれども、実技試験と実技講習というのは同時には受けられない、必ず受験する前にどちらのコースを取るのかを選ぶことになっておりますので、2回目の実施の前の段階で、2回目の試験、地域限定試験という形で両方合わせた供給の見込みはある程度判断がつくと思いますので、現在行われている自治体もこの論点整理で出ている要件の中で十分実施可能ではないかと考えております。

2点目の勤務要件のところでございますけれども、御指摘のとおり現在の特区の実施の要件とは異なるものでございます。これにつきましては、先程も説明の中でも触れさせていただきましたけれども、実際に登録してから3年間で全国の資格になるということではございますが、登録したまま当該地域で勤務をしないまま全国資格になるということが制度上可能となっているということで、特区において実際に地域限定保育士試験を手間暇かけて実施されている自治体におきましては、なるべくその自治体における保育士不足の解消という目的でしていることであることを踏まえると、そういった勤務要件が必要であるという御意見もございましたので、その部分を我々としては実施自治体の声を踏まえた弊害と判断をさせていただいて、今回は登録後3年という資格要件に加えまして、一定の勤務要件という形で論点を示しているということでございます。

3点目の御質問で国会への提出時期でございますけれども、こちらは今、専門委員会で議論中でございますので、確実に次期通常国会に提出可能とはなかなか申し上げられない段階でございますが、専門委員会につきましては、今月中に取りまとめることを想定しておりまして、その結果を踏まえまして、こども家庭庁としてなるべく早期の国会提出ということでございます。こども家庭庁関係で次の通常国会で児童福祉法を含めた改正に向けて取り組んでいるものが多数ございますので、そういったものと併せて、なるべく御指摘のような形で進めていけるように事務局としては取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

3点目はよく分かりました。

1点目ですけれども、そうすると、今、実施されている自治体との関係で、先程大阪、沖縄とありましたが、要するに、不利益になるような変更が生じることはできる限り避ける必要があるかと思っております。これまで実施していたのと同じような状況が次年度以降続くのであれば、同様に判断して、同様の実務にて実施はできるということでよろしかったでしょうか。

○齋藤課長 おっしゃるとおり、現在特区で実施されているところは、論点で提示されている2回の実施では保育士の供給不足が見込まれる場合に実際に該当していると思っておりますので、そういった状況が続く限り、そこは現在の方法で実施できるという解釈をすることになるかと思えます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。そうすると、一部のプロセスですけれども、同時にできるということで承知しました。

2点目なのですが、確かに今回の制度趣旨からするとそういう考え方もあり得るかとは思いますが、この点、事務局にもお伺いしたいのですけれども、これは自治体からも少し縛っておいたほうが得策なのだという声が出ているということによろしかったでしょうか。内閣府でも聞かれていますでしょうか。

○元木参事官 事務局でございます。

その点につきましては、特に明確にお聞きしたことはございません。

○落合座長代理 そうですか。分かりました。

事務局のほうで聞いていないみたいなのですが、実際にそういう声があるのであれば、制度趣旨からして理解できるような制限のつけ方でもあるように思いますので、そこは事務的にまた確認していただければと思っております。

○中川座長 それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 御説明ありがとうございます。

お伺いしたいのは、保育士試験が元々年1回だったものを回数を2回相当にするということで地域限定保育士試験が設けられて、これによって保育士不足を解消することが目標であったと理解しておりますけれども、現状は年2回保育士試験をされているところが多くなり、そうすると、地域限定保育士試験は不足が見込まれる場合にプラスアルファで行われる試験だという位置付けになっていくということによろしかったのでしょうか。地域限定保育士試験と保育士試験の試験の難易度やこの試験を受けた結果なられる保育士の資質や能力に関して、何か差を設けられることが予定されているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○齋藤課長 ありがとうございます。

地域限定保育士試験と通常の保育士試験とを並べたときの位置付けでございますが、御指摘のとおり、現在は全国で年2回保育士試験を実施しておりますので、ある程度全国一律の形での保育士の養成はそこで担っていくことが基本であろうと思っておりますけれども、それに加えて、先程保育士の供給不足が見込まれる場合と申し上げましたが、保育士の供給が不足しているかどうかという状況については、かなり地域差が大きゅうございます。つきましては、そういった全国一律で年3回と増やしていくのではなくて、地域の状況に応じて柔軟な形で保育士の供給が可能になるように、地域限定の形で保育士資格を与えるというものを設けるということですので、全国の保育士試験をある意味補完するような形で地域限定試験を実施していただく形かと思っております。

したがって、試験の難易度については、なるべく全国の試験と等質になるような形で質の確保を行ってまいりたいと思っておりますし、保育士の資質についても、合格される方には同等の資質があることが明確になるような形で実施していただくよう、そこはその制度の中でお願いしていきたいと考えております。

○堀委員 保育士試験を合格された方とその地域で開催された保育士試験を受ける方との間に質的な、あるいは資質としての差が基本的にはないように試験が実施されていくのだとすると、地域限定保育士が全国で勤務することを希望したときに、今の登録後3年経過に加えて勤務要件を課すこともされていく、地域である程度働いていただくことを期待するということであるとしても、保育士登録後3年間ということ自体は合理的な制限なのかどうか、あるいは地域限定ということが入ったけれども、志を持って全国で勤務できるようにしたいという場合は、途中で保育士試験を受けることも拒否ということになってしまっているのかどうか、地域限定保育士は元々の制度を拡充するための制度であったにもかかわらず、それがために将来の保育士のキャリアや希望が制限される結果につながるかどうか、そこに試験の差があるのですとか、ある程度何年か実技をしていただかないといけないのですというものでもないように思いましたので、不必要な不合理な制限になってしまっていないかどうかという点についてはいかがでしょうか。

○齋藤課長 ありがとうございます。

御指摘の点、ごもっともな点もあるかと思えます。我々といたしましては、全国の保育士試験と地域限定保育士の試験の難易度などになるべく差がないように制度設計上は求めていると考えております。しかしながら、多様な主体が試験実施主体となり得るということで、異なる試験の実施主体の中で同質の試験を確保していくことは、本資格試験に限らず試験実施の上で非常に技術的にもかなり課題があるかと思っております。ですから、全国の試験については全国一斉に一律でやっておりますので、その中でのある程度保育士の資質が均質なものということは確保できるかと思えますが、それに加えてプラスアルファで地域の特性に応じて柔軟に実施される部分については、結果としてその地域の中で働いていただくという形ではその質が確保できるかと思っておりますが、その上で全国資格にさせていただくためには、ある程度地域で勤務していただいて保育士としての資質を高めていただくということで、現在のところ登録後3年という形になっていると理解しておりますので、基本的にはその形を維持するというかと思っております。

ただ、一方で、地域限定の方について保育士試験の受験を拒否するののかということにつきましては、例えば地域限定保育士試験で一部の科目を合格された方につきましては、その科目の合格をもって保育士試験の全国のものを受験することによりまして、地域で合格した科目の得点を持ち込むことも可能でございますので、そこから保育士試験、全国の保育士資格を取ることを制度上拒否するものではございませんので、なるべく全国で活躍したいという方につきましては、活躍していただけるようにしていきたいと考えております。

○堀委員 ありがとうございます。

御本人のキャリアや選択、それから、地域の移動ということであったとしても、保育士を続けることができるようにするための制度設計や施策も一定御検討いただいているのかと思っております。

先程の試験のばらつきのようなものについては、指定試験機関の期待するもの、その水

準を合わせるとか、別の施策でも対応できる部分もあるのかと思っております。是非保育士のなり手が増えるような形で制度設計していただけることを期待しております。

以上です。

○齋藤課長 ありがとうございます。

○中川座長 ほかに御意見はございますでしょうか。

勤務要件を課すというときに、この勤務要件の確認は、どういう形で確認をするようなことを御想定されているのでしょうか。

○齋藤課長 詳細はこれから検討する必要があるかと思っておりますけれども、保育士の登録を地域限定の資格から全国の資格に変更する手続を取る際に、そこの勤務要件を併せて確認することになるかと考えております。

○中川座長 それは誰が確認する、都道府県あるいは政令市がということでしょうか。

○齋藤課長 これは保育士の資格の登録事務を管理しております都道府県から委託を受けた日本保育協会で、通常、例えば戸籍が変わった場合や氏名が変わった場合なども登録の更新の手続事務をやっておりますので、一連の資格の登録変更の手続の一環として、その事務を実施しております法人で実施可能かと思っております。

○中川座長 分かりました。

阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 基本的なことの再確認でございますけれども、保育士試験、2回全国で今も行われているということで、地域限定の保育士の試験を加えると基本的には3回の資格試験が自治体ではできるということでよろしいのですか。

○齋藤課長 そうですね。地域限定保育士試験を実施するとなった場合には、3回できるということでございます。

○阿曾沼委員 不足が見込まれるということについては、他地域との客観的な評価ではなくて、地域における絶対的な評価として自分たちは少ないと考えれば、試験は実施できるということでありますか。

○齋藤課長 基本的にはその都度、知事のほうで判断していただくことを想定しております。

○阿曾沼委員 自治体の判断によって実施ができるということでもよろしいわけですね。

○齋藤課長 おっしゃるとおりでございます。

○阿曾沼委員 分かりました。

それから、保育士試験の中で全国勤務できる保育士の資格の方たちは、勤務実績は問われるのでございますか。一旦資格を取った後、資格を継続していく上で、勤務実態は何か問われているのでしょうか。

○齋藤課長 特に一定以上勤務しないと登録が継続できないということはありません。

○阿曾沼委員 そうすると、地域限定保育士と全国保育士でのイコールフットィングをしないということですね。地域限定に限っては、通常全国で資格を持っている人たちとは違

う勤務要件を課すということですね。

○齋藤課長 全国の資格に移行する際の条件となりますけれども、当然全国の資格になった後は、勤務の長短にかかわらず全国の資格は継続できることにはなろうかと思えます。

○阿曾沼委員 限定保育士が3年間で自動的に全国で働く場合に勤務実態を課すということですね。

その場合に、地域限定保育士の資格を持った方がずっと地域内で働く上では、その勤務実態は問わないということですか。

○齋藤課長 おっしゃるとおりでございます。

○阿曾沼委員 同じ試験を受けているのに、なぜ地域限定保育士のみの実態を課さなければいけないのかという合理的な判断がよく分からないのですが、実態的に何か問題があるのかどうかについては、どのような御判断なのでしょう。

○齋藤課長 イコールフットィングということで申し上げますと、御指摘いただいたように、それぞれの資格の中で保育士として働くことに当たっては、勤務していようがいまいが登録は継続できるという意味では、そこは同じレベルで登録の効果は持続できると考えております。あとは、地域資格から全国資格に移る際の要件設定という中において、今、申し上げたような一定の勤務を求めるといような考え方かと思っておりますので、そこはそれぞれの資格の性質の違いを踏まえた上で、その間をつなぐための要件として設定しているということかと思えます。その根拠といたしましては、先程申し上げましたとおり、地域の方におきましても、その地域の保育士不足に対して一定の貢献をしていただくという観点から、一定の勤務をしていただきたいという声があることを踏まえてという判断でございます。

○阿曾沼委員 声があることはいいのですが、基本的に試験の内容に大きく差がなくて、実技試験と実技講習の違いだけで勤務実態を求めることの合理性が、ちょっと理解できないですね。声があることは、声としてはそういう声があることは理解しました。しかし、制度設計上のイコールフットィングの観点から差をつける具体的な論理がよく理解できておりません。というのは、試験を受ける前提の条件は一緒なわけですから。

○齋藤課長 ありがとうございます。

なかなか我々もどこまで同質なのかについては、色々御議論はあろうかと思っておりますけれども、異なる主体が異なるタイミングで試験をする場合に、たとえ出題範囲や出題科目、配点、そういったところを合わせていったとしても、筆記試験としても質は必ずしも同様にはなかなかし難いというのは、ほかの検定試験等でも見られる実態であると思っております。それに加えて実技試験、実技講習という違いも出てくることもございますので、当初の特区の制度においてもそこは基本的には違う資格であるということで地域限定、それから、全国の資格という形で位置付けられてきたということかと理解しておりますので、基本的にはそこは資格としては違う位置付けであることを踏まえた上で、その間を行き来する、全国資格にするに当たっては、登録後3年に加えて一定の勤務要件を考えてい

るということでございます。

○阿曾沼委員 分かりました。プロセスとしての前提と、今、おっしゃったようなところに関しては十分に理解ができていませんが、色々な議論を踏まえつつもう少し御検討いただくということと、全国展開という意味合いからすれば、特区でやっていることをそのまま全国展開することが前提であるとした場合に、その辺を勘案して再度御検討いただければありがたいと思いました。

中川座長、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

今の議論をお聞きして思ったのですけれども、地域限定保育士試験をするかしないかは、知事なりその政令市の長が判断をするということで、その人たちがその試験をするインセンティブは、地域において保育士が不足するから地域で働いていただける保育士を増やしたい、だから、地域限定で活躍をしていただける方の試験をやや簡便な形で実施するというインセンティブがあるから、そういう判断に至るということだと私は理解しています。こども家庭庁が把握されている中では、全く地域で働く勤務実態がない中で3年後に移行することについて、その保育士試験を実施する知事なり政令市の長からの不満が出ていることをお伺いしている、そういうことであつたかと思えます。そのこと自体は事務局におかれましても確認をしていただきたいと思いますのですが、その限りにおいて、要は、知事なり政令市の長としては、地域の保育の担い手としての地域限定保育士を確保したいということですから、その試験をやるからにはそういう勤務実態を確保したいという気持ちと言いますかインセンティブ、そういう要望はある程度合理的なものだと思っております。

ただ、例えば勤務要件を課すというときに、あまりにも過大なものになった場合には、地域限定保育士として手を挙げる方が減少してしまつては、地域の保育の担い手自身を確保すること自体ができなくなってしまうので、私自身、そういう試験実施地方公共団体の長からの声があつて、合理的なあまり過重にならない要件をおつけになるというのであれば、それなりに整合的なものではないかとは思っております。ただ、その部分については、少し事務局でも確認をしていただくとともに、こども家庭庁におかれましても、制限が過重にならないような御配慮や自治体の要望は、少しバランスを取りながらお考えいただくことが必要なのかと思いました。

もう一点、落合委員、安念委員から御指摘がありましたけれども、この2回の保育士試験の実施のみでは不足することが見込まれるということは、別に2回やらないとダメだということではないということがお示しされたかと思えます。要は、同時に実施しているのだけれども、2回やっても不足する見込みがある場合には、同時に実施することも許容するということなので、その辺は紛れがないような形で少し制度を考えていただければと思います。

ということで、今回のやりとりの中で、本特例の全国展開に当たりましては、保育の質

の確保、これが大変重要であることは言うまでもないのですけれども、特区制度の実効性を確保するため過度な要件を課さないという特例措置の前提を、しっかり継承していただきたいと御要望申し上げます。今後こども家庭庁の専門委員会において引き続き検討されると伺っておりますが、委員の皆様にもそのことをしっかりお伝えいただいた上で御議論いただきますようお願いできればと思います。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。こども家庭庁もよろしいでしょうか。

○齋藤課長 こども家庭庁ですけれども、ありがとうございます。

御指摘の点、しっかり専門委員会にも伝えまして、最終的な結論に向けて調整していきたいと思います。ありがとうございます。

○中川座長 ほかの皆様、よろしいでしょうか。

よろしければ、これをもちまして、地域限定保育士の全国展開につきましての国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○齋藤課長 ありがとうございます。失礼いたします。